

横浜市における他機関連携

- かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下、「サポステ」）との連携
～サポステの機能の補完としての支援の拡充～

【対象の補完】

サポステが対象としない事案として、財産犯罪の被害者や被害届を提出していない方等も支援対象とし、通常の相談、訪問、同行、申請補助等の支援のほか、カウンセリング、法律相談などを提供（サポステ等の同様の制度との併用も可）。

【支援制度の補完】

経済的支援として、支援金を支給（性犯罪被害を含む）。日常生活支援として、ホームヘルプ及び配食サービス、転居に掛かる費用を助成。緊急一時避難場所提供は、県の3泊に市の2泊の延泊。

- 関係機関との連携支援体制の構築

【横浜市における犯罪被害者等の連携支援体制整備事業】

市内の関係機関（県、警察、支援センター、県弁護士会、検察庁、保護観察所、法テラス、男女共同参画センター、児童相談所、医療機関等）が集まり、仮想事例検討、アセスメントツールの開発、研修企画などを行う。

【各機関への事業説明】

市内各警察署への制度説明周りや、県弁護士会被害者支援委員会での事業説明など。

【啓発事業、研修事業の協働開催など】

毎年の市民向け講演会への協力、共催、後援の依頼。

